

## 瑞浪市行政改革審議会会議運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、瑞浪市行政改革審議会規則第 8 条の規定による委員会の会議運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 会議は公開とする。

(会議の傍聴)

第 3 条 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録等)

第 4 条 会長は、会議録を作成するものとする。

2 会議録及び会議に提出された資料は公開するものとする。

(会議の規律)

第 5 条 何人も、会議の開催中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行為をしてはならない。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

この規程は、平成 29 年 6 月 26 日から施行する。